

## アスリート・指導者向け雇用マッチング会開催事業 業務委託企画提案競技実施要領

令和8年度に宮崎県(以下「県」という。)が実施する「アスリート・指導者向け雇用マッチング会開催事業」(以下「本業務」という。)に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を行う。

### 1 事業の目的

2027年宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けて、県内企業等で働きながら競技を継続し、宮崎国スポでの活躍を目指すアスリート及び指導者(以下、「アスリート等」という。)に対する県内企業等との雇用マッチング会を実施することにより、アスリート等の県内企業等での就労を促進し、本県競技力のさらなる向上を図る。

### 2 委託の内容

アスリート・指導者向け雇用マッチング会開催事業業務委託仕様書による。

### 3 委託契約額の上限

3,642,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

また、委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

### 5 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 参加申込書提出時点で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール(予定)

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 令和 8 年 2 月 20 日 (金)        | 県ホームページにて公示     |
| (2) 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 午後 5 時 | 企画提案競技質問書受付期限   |
| (3) 令和 8 年 3 月 6 日 (金) 午後 5 時  | 企画提案競技参加申込書申込期限 |
| (4) 令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 5 時 | 企画提案書提出期限       |
| (5) 令和 8 年 3 月 25 日 (水)        | 書面審査            |
| (6) 令和 8 年 3 月 27 日 (金) までに    | 審査結果通知          |

## 8 企画提案競技への参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙 1）を提出すること。

### (1) 提出先

17 のとおり

### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日(金) 午後 5 時 (必着)

### (3) 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (4) その他

ア 実施要領に規定する資格要件に疑義がある場合は、事前に確認の連絡をする場合がある。

イ 参加申込みをした者に対しては、競技力向上推進課から書類を受け付けた旨の電話連絡を行うが、申込みの日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)までに連絡がない場合には競技力向上推進課まで問い合わせること(提出期限日に参加申込書を提出した者は、当日中に競技力向上推進課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。)

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出先

17 のとおり

### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 5 時 (必着)

### (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

### (4) 提出する書類

ア 企画提案書（5 部）

- (ア) 提出する企画案は、1案のみとする。
- (イ) 企画提案書A4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- (ウ) 審査項目表(別紙2)の各項目順に従って提案内容をわかりやすく記載すること。
- (エ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- (オ) 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容(範囲)、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載すること。

#### イ 見積書(原本1部、写し4部)

次に例示する内容を参考とし、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限(3を参照)の範囲内で見積もること。数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。様式はA4サイズで任意とする。ただし、押印を省略する場合は担当者氏名(フルネーム)及び連絡先を記載すること。

(ア) 人件費(給与及び社会保険料等)

(イ) 開催に関する経費

会場等賃借料、会場設営費、オンライン配信費、資料作成費、広報啓発費、その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品購入費等

(ウ) その他必要な経費

一般管理費、損害保険料等

#### ウ 誓約書(1部)

別紙3により提出すること。

#### エ その他添付資料(1部)

(ア) 直近2期分の決算報告書

(イ) その他、会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。

#### (5) 留意事項

ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

オ 自ら提案するとともに、他人の代理人として提案した者が提出した提案書等は無効とする。

カ 2人以上の代理人をした者が提出した提案書等は無効とする。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

## 10 質問書受付

- (1) 本業務の内容など企画提案募集に関する質問は、企画提案競技質問書(別紙4)により、電子メール又はファックスで令和8年2月27日(金)午後5時まで受け付けるもの

とする。

(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

- (2) 回答は、質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に回答するものとする。なお、軽微なものを除き、企画提案競技参加申込書提出者全てに電子メールで通知する(質問者名は公表しない。)

## 11 審査項目

### (1) 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ・個人情報や企業情報の管理体制は整っているか。
- ・計画的なスケジュールとなっているか。

### (2) 実績

本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

### (3) 内容構成力

- ・マッチング会の開催について、参加者及び参加企業等の妥当な目標値が設定され、目標達成のために具体的かつ効果的な提案(実施時期、開催場所等)がされているか。
- ・求職者及び県内企業等から寄せられる相談対応体制について、的確に対応できる体制や具体的かつ効果的な提案がされているか。
- ・提案内容に独創性があるか

### (4) 経済性

経費の積算が企画内容に対し、妥当なものとなっているか。

## 12 書面審査の実施

複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、参加者が1者の場合、審査の結果、総合計点240点以上(60点×4名)であれば委託業者として決定する。

## 13 審査結果の通知

令和8年3月27日(金)までに受託者を決定し、通知する。

## 14 契約の締結等

ア 12の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者と随意契約を行う。

イ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

ウ 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条第2項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 15 著作権

- ア 今回作成する著作物の一切の権利については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

## 16 その他

- ア 提出された企画提案書等は、返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- エ 選定結果の異議申立ては認められない。

## 17 書類の提出先及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁4号館2階
- (2) 担当 宮崎県宮崎国スポ・障スポ局競技力向上推進課競技力企画担当 今村
- (3) 連絡先 電話 0985-26-7594(直通)  
FAX 0985-44-2613  
E-mail kyogiryokukojo@pref.miyazaki.lg.jp